

# 公共施設予約システム利用登録ガイド



## 利用登録した団体が予約システムで利用できる施設



- ① **体育施設（庭球場を除く）**  
総合体育館、運動場、荒川河川敷運動公園  
勤労福祉センター（アクシス）アーバンアクア公園（わコスポ）
- ② **認定施設（庭球場を除く）**  
裁判所職員総合研修所、税務大学校、司法研修所等
- ③ **庭球場**  
体育施設及び認定施設の庭球場
- ④ **広沢小学校（夜間の校庭のみ）**
- ⑤ **公民館**  
中央公民館、坂下公民館、南公民館
- ⑥ **プール施設**  
市民プール
- ⑦ **児童厚生施設**  
総合児童センター

## 利用登録団体条件

	団体登録に関する 問い合わせ・受付窓口	団体区分	
		市内団体 団体の代表者が18歳以上である和光市在住、在学、在勤のかたで、且つ以下の要件を満たす団体	市外団体 団体の代表者が18歳以上である「市内団体」以外の団体のかたで、且つ以下の要件を満たす団体
<b>体育施設（庭球場を除く）</b>			
総合体育館	総合体育館（048-462-0107）	・団体構成員10名以上 ・団体構成員の70%以上が和光市在住、在学、在勤	・団体構成員10名以上
運動場	運動場（048-467-1335）		
アーバンアクア公園（わコスポ）	アーバンアクア公園（わコスポ）（048-465-7511）		
荒川河川敷運動公園	勤労福祉センター（アクシス）		
勤労福祉センター（アクシス）	勤労福祉センター（048-462-7890）		
<b>認定施設（グラウンド）</b>			
裁判所職員総合研修所	運動場（048-467-1335）	・団体構成員10名以上 ・団体構成員の全てが和光市在住、在学、在勤	・利用いただけません
税務大学校			
司法研修所			
<b>庭球場</b>			
運動場	運動場（048-467-1335）	・団体構成員2名以上 ・団体構成員全てが和光市在住、在学、在勤	・団体構成員5名以上
アーバンアクア公園（わコスポ）	アーバンアクア公園（わコスポ）（048-465-7511）		
裁判所職員総合研修所	運動場（048-467-1335）	※団体構成員5名以上の場合は、そのうちの50%以上が和光市在住、在学、在勤	・利用いただけません
税務大学校			
司法研修所			
<b>小学校</b>			
広沢小学校（夜間校庭のみ）	市役所スポーツ青少年課（048-424-9117）	・団体構成員10名以上 ・団体構成員全てが和光市在住、在学、在勤	・利用いただけません
<b>公民館</b>			
中央公民館	中央公民館（048-464-1123）※	・団体構成員5名以上（二家族以上） ・団体構成員の50%以上が和光市在住、在学、在勤 ※市外の代表者も可	・団体構成員5名以上（二家族以上） ※代表者の要件は18歳以上のみ
坂下公民館	坂下公民館（048-464-5230）※		
南公民館	南公民館（048-463-7621）※		
<b>児童厚生施設</b>			
総合児童センター	総合児童センター（048-465-2525）	・団体構成員5名以上 ・団体構成員の50%以上が和光市在住、在学、在勤	・団体構成員5名以上
<b>プール施設</b>			
市民プール	市民プール（048-465-2525）	・団体構成員5名以上 ・団体構成員の70%以上が和光市在住、在学、在勤	・団体構成員5名以上

※免除団体新規登録のみ市役所生涯学習課（048-424-9150）に申請してください

## 予約システムの利用を希望する場合

団体代表者のかたは、以下の書類を窓口にお持ちください。

- ①登録申請書
- ②団体名簿
- ③団体代表者の本人確認のできる書類
- ④団体構成員の本人確認のできる書類（写しでも可）
- ⑤団体構成員全員分の顔写真（縦2.5cm×横2cm）

※庭球場利用の場合のみ

※団体代表者・団体構成員に変更があった場合は変更の届出をお願いします。  
※公民館は書類が異なるため、各公民館へお問い合わせください。

## 各団体ごとの取扱い

-	市内団体	市外団体
抽選申込	申込み可能です	申込みいただけません
優先先着申込期間	申込み可能です	申込みいただけません
施設使用料及び利用料金	関係条例で定める金額	関係条例で定める金額の200%

※勤労福祉センター（アクシス）の抽選申込については、2回抽選を行い、2回目からは全ての団体が参加できます。

※公民館の抽選申込については、減額免除団体と8割減額団体のみ、拠点公民館に申込み可能です。

※その他、認定施設のうちの国の施設（裁判所職員総合研究所、税務大学校、司法研修所）については別に定めます。

## 利用料金の減免を受けられる団体等

市内団体のみが利用料金の減免を受けることができます。  
減免をご希望の場合は、窓口で申告ください。

### 総合体育館・運動場・広沢小学校・勤労福祉センター（アクシス） アーバンアクア公園（わかスポ）

#### 50%減額

- ①障害者…団体構成員の70%以上が市内在住の障害者の場合
- ②高齢者…団体構成員の70%以上が市内在住の65歳以上の場合
- ③小 人…団体構成員の70%以上が市内在住の15歳以下

（総合体育館は団体構成員の70%以上が中学生以下の場合）

### 市民プール・児童センター

#### 50%減額

障害者…団体構成員の70%以上が市内在住の障害者及びその介助者の場合

### 公民館

#### 免除

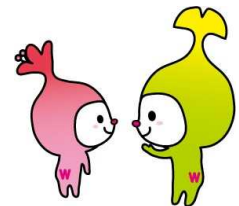
公共的団体及び社会教育活動を推進する団体の場合

#### 8割減額

- ①社会教育活動を計画的かつ継続的に行う場合
- ②市内の社会福祉法人の場合

#### 5割減額

- ①障害者…団体構成員の50%以上が市内在住の障害者の場合
- ②高齢者…団体構成員の50%以上が市内在住の65歳以上の場合
- ③小 人…団体構成員の50%以上が市内在住の15歳以下の場合



※施設の利用目的によって減免対象の割合等が異なります。

その他、詳しくは各ご利用施設の各窓口にお問い合わせください。